

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月17日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市国民健康保険税条例の一部改正について

木津川市条例第17号

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の木津川市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考資料（承認第3号）

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(新)	(旧)
本則（略）	本則（略）
附 則	附 則
1～18（略）	1～18（略）
（新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例）	（新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例）
19 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における国民健康保険税の減免については、令和3年度分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものについて適用し、第28条第2項の納期限日までにこの規定は適用しないものとする。	19 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における国民健康保険税の減免については、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものについて適用し、第28条第2項の納期限日までにこの規定は適用しないものとする。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	承認第3号 木津川市国民健康保険税条例の一部改正について	
担 当 課	国保年金課 国保年金係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における国民健康保険税の減免に関し、令和3年4月1日以降に納期限が設定されているものに適用するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免について(令和3年3月12日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課連名事務連絡)」を基に、市国民健康保険運営協議会の承認を経て、改正案を策定。	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	3 健康
	施 策	③ 医療保険 ア 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度(令和3年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度) 令和2年度実績ベースで試算 事業費：28,782千円 (財源内訳) 府支出金：5,756千円(減免総額の10分の2相当を想定) 一般財源：23,026千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	減免による保険税収入の減少分は、市町村調整対象需要額に占める減免総額の割合が3.0%以上である場合は減免総額の10分の8相当、1.5%以上3.0%未満である場合は減免総額の10分の4相当、1.5%未満である場合は減免総額の10分の2相当が、国から特別調整交付金として財政支援される予定です。	